

愛自学労名古屋自動車学校分会

会社が組合の主張を認め 長期闘争が勝利の中で終結

(愛知地連)

2012年11月6日 愛自学労名古屋自動車学校分会 不当労働行為裁判控訴審

第7回弁論で和解成立



報告会で、高木輝雄弁護士より、今日は名古屋高裁控訴審になって7回目の裁判です。和解裁判でした。この間何度も和解協議が行われてきました。本日、和解が成立しました。

和解調書はまだ出来ていませんが、どういう内容でまとまったか説明します。

1.控訴人ら（株式会社名古屋自動車学校・代表取締役会長 大脇三夫・代表取締役社長 大脇 始）は、1審判決が認定した本件訴訟の対象となった事実が存在したことを認め、今後このような行為を行わないことを約束する。

2.控訴人らと被控訴人（愛知県自動車学校労働

組合・名古屋自動車学校分会・代表者 青山治彦）、会社側と組合側は、今後、このような紛議を再発させないよう本件を教訓に労使関係の正常化に努める。

3. 会社側は連帯して、組合側に対して、本件の解決金を平成24年12月20日までに支払う。あとは、和解に際してのいくつかの決まった項目があります。との報告がありました。

最後に、青山さんから「今まで、ご支援を戴きありがとうございます。本日、和解になりました。いろいろありましたが、ご支援を戴き本当に感謝申し上げます、また報告会もごさいますが、ありがとうございます」とお礼を述べました。

12月15日、報告集会が開かれ青山委員長は勝利報告を行うとともに支援に対するお礼を述べました。

全自交労連から伊藤実中央執行委員長が駆けつけ長期闘争の労をねぎらいました。